

群馬県文化財保存活用大綱の改定について

位置づけ

- ・改正文化財保護法（H31.4月施行）に基づき、R2.3月に策定
- ・概ね5年毎に評価と見直しを行い、必要に応じて更新
- ・地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承が目的

大綱の章構成

- | | |
|-----|----------------------|
| 第1章 | 大綱策定の目的 |
| 第2章 | 文化財の保存・活用に関する現状と課題 |
| 第3章 | 文化財の保存・活用の基本理念と基本方針 |
| 第4章 | 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 |
| 第5章 | 県内市町村への支援の方針 |
| 第6章 | 防災・災害発生時の対応 |
| 第7章 | 文化財保存・活用の推進体制 |
| 第8章 | 文化財の確実な継承に向けて |

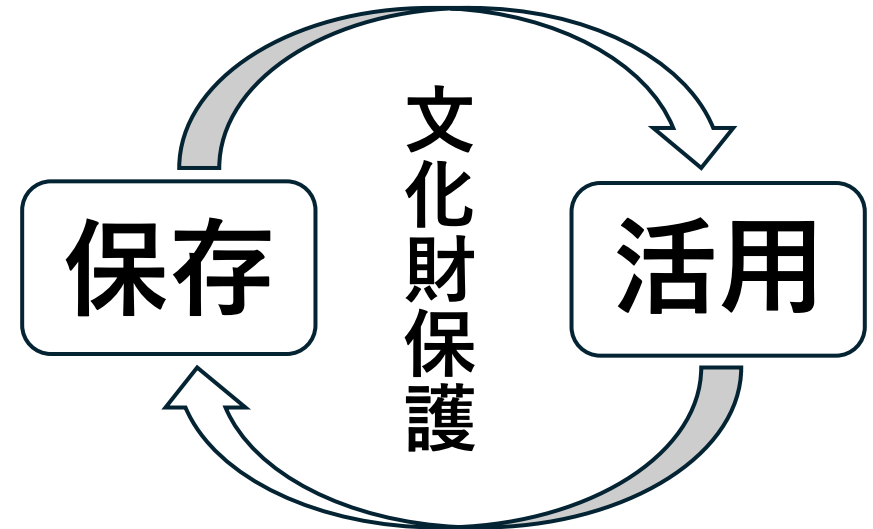
基本理念

歴史文化を**知って守り**、**活かし伝える**、魅力あふれる郷土ぐんま

- ① **知って**…調査
- ② **守り**…指定・修理・整備
- ③ **活かし**…活用計画・活用事業
- ④ **伝える**…文化財に親しむ機会の提供
将来に継承



基本理念を継承し、「**活用と情報発信**」のさらなる強化によって好循環を生み出す



改定のポイント

- 1) 災害から文化財を守る「文化財防災」に関する取組の充実
- 2) 積極的な「保存・活用」に向けた方針・取組の充実
- 3) 県文化行政の「一体的推進」に向けた取組の反映

文化財防災 取組の充実

R4.3月策定

「群馬県文化財防災ガイドライン」

R5.12月設立

「文化財防災ネットワーク連携協議会」

県文化財登録制度の創設

R6.4月制定

活用を推進する緩やかな保護措置

県登録有形文化財（歴史資料）第1号

上毛かるた関連資料